

4月臨時会

令和2年4月21日



令和2年第2回臨時会は、4月21日に開会し、人事、専決処分案件、条例改正、補正予算の議案を審議し、いずれも原案どおり承認・可決し、同日閉会しました。

4月臨時会

議決内容

人事

教育委員会委員の任命

— 原案同意 —

- 宇都宮 弥生氏
(羽衣町43番地3・52歳)

・社会福祉法人支援事業

200万円

質疑 堀川 哲男 議員
○新型コロナウイルス対策について

(質問) 新型コロナウイルスのまん延により町内にも大きな影響が出ている。中小企業への融資補助はスピード感を持って対応されたと評価する。今後は6月以降も影響を最小限に抑える対策を早めに検討していただきたい。本当に困っている全ての人への支援救済になっているのか今一度検証して今後の対策に役立てていただきたい。

(答弁) 清里町においてコロナウイルスの影響で店を閉じることがないよう強い意志のもと、今回の補正を含めて対応させていただいた。経過をみると5月までの収束は極めて難しいと考える。延長の場合には全体の財源調整を含め新たな考え方で対応する必要性が生じる。議会とも十分に連携を図りながら適切な対応となるよう努力していきたい。

令和元年度補正予算

— 承認 —

令和元年度補正予算 (専決処分)		
会計名	補正額	補正後の総額
一般会計	2,500万円	51億1,107万2千円
国民健康保険	178万8千円	6億7,824万1千円
後期高齢者医療	△126万円	7,131万9千円

▼一般会計 (専決)

《主な内容》

- 新型コロナウイルス感染症対策費
- ・ 指定管理施設経営安定化事業 300万円
- ・ 社会福祉法人支援事業 200万円
- ・ 中小企業経営安全化支援事業 2千万円

5月臨時会

令和2年5月11日



令和2年第3回臨時会は、5月11日に開会し、条例の改正、補正予算の議案を審議し、いずれも原案どおり可決し、同日閉会しました。

5月臨時会

議決内容

条例

◆ 清里町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

《主な内容》

— 原案可決 —
新型コロナウイルス感染症の

▼ 国民健康保険事業会計 (専決)

《主な内容》

事業実績に伴い歳出の保険給付費の不足分を増額するとともに高療養費等の事業費の不用額を減額。

《補正金額》

178万8千円

▼ 後期高齢者医療会計 (専決)

《主な内容》

事業実績に伴う広域連合納付金および保険料還付金の減額に伴い財源である後期高齢者医療保険料や一般会計繰入金などの減額。

《補正金額》

△126万円

条例 (専決処分)

◆ 清里町税条例等の一部を改正する条例 (専決)

《主な内容》

地方税法等の一部を改正する法律などの施行に伴い、清里町税条例などの一部を改正。

— 承認 —

◆ 清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (専決)

影響により収入が減少し修学が困難となった学生を対象に令和2年度に限り奨学資金の貸付月額の2倍の額を限度として貸付することができるようにするもの。

◆ 清里町国民健康保険条例の一部を改正する条例

《主な内容》

新型コロナウイルス感染症に感染するなど一定の要件を満たした被用者に対し国民健康保険法に規定される任意給付として傷病手当金を支給するための条例改正。

◆ 清里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

《主な内容》

北海道後期高齢者医療広域連合の条例改正が行われ、新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金が創設されたことに伴い、本町における条例を改正するもの。

《主な内容》

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う一部改正。

【基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ】

基礎課税額

現行 61万円 ↓ 63万円

介護納付金課税額

現行 16万円 ↓ 17万円

【軽減判定所得の算定基準額の見直し】

(1) 5割軽減基準額

現行 基礎控除額(33万円)

+ 28万円 × (被保険者数 + 特

定同一世帯所属者数)

改正後 基礎控除額(33万円)

+ 28万5千円 × (被保険者数

+ 特定同一世帯所属者数)

(2) 2割軽減基準額

現行 基礎控除額(33万円)

+ 51万円 × (被保険者数 + 特

定同一世帯所属者数)

改正後 基礎控除額(33万円)

+ 52万円 × (被保険者数 + 特

定同一世帯所属者数)

令和2年度補正予算

— 原案可決 —

令和2年度補正予算		
会計名	補正額	補正後の総額
一般会計	4億1,176万4千円	53億8,271万8千円
国民健康保険	200万円	7億3,594万7千円

▼ 一般会計

《主な内容》

- 新型コロナウイルス感染症対策費
- ・ 特別定額給付金事業 4億655万1千円
- ・ フッ素歯磨き剤配布事業 15万9千円
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金事業 478万5千円

令和2年度補正予算

— 原案可決 —

令和2年度補正予算		
会計名	補正額	補正後の総額
一般会計	5,295万4千円	49億7,095万4千円

▼ 一般会計

《主な内容》

- 新型コロナウイルス感染症対策費
- ・ 中小企業融資事業 330万円
- ・ 中小企業経営安全化支援事業 2千855万4千円
- ・ 宿泊・飲食業消費拡大支援事業 900万円
- ・ 中小企業小口融資事業 10万円
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策用品購入事業 200万円
- ・ 指定管理施設経営安定化事業 800万円

● 児童母子福祉費

児童手当システム改修事業 26万9千円

▼ 国民健康保険事業会計

《主な内容》

新型コロナウイルス感染症に感染するなど一定の要件を満たした被用者に対し国民健康保険法に規定される任意給付として傷病手当金を支給するための補正。

《補正金額》

200万円

3月定例会より、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため議会を傍聴の際はマスク着用と手指の消毒をお願いしております。



ご協力いただきありがとうございます。